告示

○総務省告示第八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の固定資産税から適用する。

平成二十九年一月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　山本　公一

第一号一中

「(1)　北海道高速鉄道開発株式会社　北海道知事　」を

「(1)　北海道高速鉄道開発株式会社　北海道知事
(1)の２　道南いさりび鉄道株式会社　同　」に、

「(31)の２　えちごトキめき鉄道株式会社（妙高はねうまラインを走行するものに限る。）　同　」を

「(31)の２　えちごトキめき鉄道株式会社（日本海ひすいライン及び妙高はねうまラインのうち新潟県内の区間のみを走行するものに限る。）　同　」に

改める。

第二号一中

「(45)　横浜高速鉄道株式会社　」を

「(45)　横浜高速鉄道株式会社（こどもの国線のみを走行するものを除く。）　」に、

「(46)の２　えちごトキめき鉄道株式会社（妙高はねうまラインのみを走行するものを除く。）　」を

「(46)の２　えちごトキめき鉄道株式会社（日本海ひすいライン及び妙高はねうまラインのうち新潟県内の区間のみを走行するものを除く。）　」に

改める。

第二号２中

「(15)の２　ＪＡ01ＪＪ　」を

「(15)の２　ＪＡ01ＪＪ
(15)の３　ＪＡ01ＲＫ　」に、

「(19)　ＪＡ02ＡＮ　」を

「(19)　ＪＡ02ＡＮ
(19)の２　ＪＡ02ＤＪ　」に、

「(20)の４　ＪＡ02ＪＪ　」を

「(20)の４　ＪＡ02ＪＪ
(20)の５　ＪＡ02ＲＫ　」に、

「(48)の５　ＪＡ09ＲＪ　」を

「(48)の５　ＪＡ09ＲＪ
(48)の６　ＪＡ09ＶＡ　」に、

「(49)　ＪＡ10ＡＮ
(49)の２　ＪＡ10ＪＪ
(49)の３　ＪＡ10ＲＪ　」を

「(49)　削除
(49)の２　ＪＡ10ＦＪ
(49)の３　ＪＡ10ＪＪ
(49)の４　ＪＡ10ＲＪ
(49)の５　ＪＡ111Ａ　」に、

「(50)　ＪＡ11ＡＮ
(50)の２　ＪＡ11ＪＪ
(50)の３　ＪＡ11ＫＺ
(50)の４　ＪＡ11ＲＪ
(50)の５　ＪＡ127Ｄ　」を

「(50)　ＪＡ11ＡＮ
(50)の２　ＪＡ11ＦＪ
(50)の３　ＪＡ11ＪＪ
(50)の４　ＪＡ11ＫＺ
(50)の５　ＪＡ11ＲＪ
(50)の６　ＪＡ127Ｄ　」に、

「(51)の３　ＪＡ12ＫＺ　」を

「(51)の３　ＪＡ12ＫＺ
(51)の４　ＪＡ12ＲＪ　」に、

「(52)　ＪＡ13ＡＮ　」を

「(52)　削除　」に、

「(58)　ＪＡ201Ｊ　」を

「(58)　削除　」に、

「(82)の10　ＪＡ23ＭＣ　」を

「(82)の10　ＪＡ23ＭＣ
(82)の11　ＪＡ241Ｊ
(82)の12　ＪＡ242Ｊ
(82)の13　ＪＡ243Ｊ　」に、

「(151)　ＪＡ601Ａ　」を

「(151)　ＪＡ601Ａ
(151)の２　ＪＡ601Ｆ　」に、

「(337)の29　ＪＡ818Ａ　」を

「(337)の29　ＪＡ818Ａ
(337)の30　ＪＡ818Ｐ　」に、

「(340)　ＪＡ8197　」を

「(340)　削除　」に、

「(342)　ＪＡ8199　」を

「(342)　削除　」に、

「(343)　ＪＡ81ＡＭ
(343)の２　ＪＡ81ＡＮ
(343)の３　ＪＡ82ＡＮ
(343)の４　ＪＡ83ＡＮ
(343)の５　ＪＡ820Ａ
(343)の６　ＪＡ821Ａ
(343)の７　ＪＡ821Ｊ
(343)の８　ＪＡ822Ａ　」を

「(343)　削除
(343)の２　ＪＡ81ＡＮ
(343)の３　ＪＡ81ＲＣ
(343)の４　ＪＡ82ＡＮ
(343)の５　ＪＡ82ＲＣ
(343)の６　ＪＡ83ＡＮ
(343)の７　ＪＡ820Ａ
(343)の８　ＪＡ821Ａ
(343)の９　ＪＡ821Ｊ
(343)の10　ＪＡ822Ａ　」に、

「(373)　ＪＡ8357　」を

「(373)　削除　」に、